九州中国学会会則

第一条　本会は九州中国学会と称する。

第二条　本会は中国に関する学術の研究と普及および会員相互の連絡と親睦をはかることを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

一　毎年一回学術大会及び総会を開催する。

二　毎年一回学会誌「九州中国学会報」を刊行する。

三　内外関係諸団体との連絡を行なう。

四　中国に関する学術の普及のための事業を行なう。

五　その他必要な事項を行なう。

第四条　本会は本会の主旨に賛同する次の会員からなり、会員は大会発表及び学会報投稿の資格を有する。

一　維持会員

二　特別会員（会員歴二十年以上で前年度までに満七十五歳に達した者）

会員の入退会規定は別に定める。

第五条　本会の経費は会費・寄付金その他の収入によって賄う。

第六条　本会の会費は次のように定める。

一　維持会員は年額五千円を納入する。

二　特別会員は会費を免除する。

第七条 本会に次の役員を置く。

一　会長(理事長を兼ねる)　一名

二　理事　十五名

三　学会報編集委員　若干名

四　監査委員　二名

五　選挙管理委員　一名

役員は維持会員の中から選ばれ、満七十歳を超えないものとする。ただし、年度の途中で満七十歳に達した場合はその任期を全うするものとする。役員の選出方法は別に定める。

第八条 会長は本会を代表し会務を統べる。会長の任期は三年とする。再任を妨げないが、連続二期までとする。

第九条 理事会は理事十五名で構成し、会長の諮問に答え、会務を補佐する。理事長は会長が兼務する。理事の任期は三年とし多選を妨げない。但し、連続三期目以上となる理事の場合のみ、第一回理事会以前に、本人の申し出によって辞退することができる。尚、健康上の理由等の特別な事情により、理事会が真にやむをえないと判断した場合は、二期目以下の場合でもその限りではない。また、理事辞退の権利を行使した場合も、次回の選挙では再び被選挙資格を有する。

第十条 学会報編集委員は理事の中から会長によって委嘱され、編集会議を組織し学会報の編集にあたる。会長は必要な場合、論文査読委員を委嘱することができる。

第十一条 監査委員は本会の経理を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。監査委員は理事以外の維持会員の中から理事会の推薦を経て総会で承認する。

第十二条 本会の会計年度は毎年四月に始まり翌年三月に終わる。

第十三条 本会則の変更は総会の決議による。

（付則）

一 本会の事務局は、中国書店に置く。

二 本会則は前会則を改正したもので、二〇二二年五月七日より施行する。